



福岡医発第1475号(地)
平成23年 9月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

労災指定医療機関への「労災診療費審査業務の国への集約化について」
の周知について

平成23年10月より、労災診療費審査業務の外部委託が廃止され、福岡労働局へ集約化されることにつきましては、平成23年7月15日付け福岡医発第998号(地)にてご連絡申し上げたところであります。

上記通知により、平成23年10月3日から福岡労働局労働基準部労災補償課分室が開設される旨ご連絡申し上げておりましたが、今般、電話番号並びにFAX番号が確定し、改めて福岡労働局労災補償課より別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、

- 1) (財) 労災保険情報センター福岡事務所(R I C)のTEL(092-414-0124)及びFAX(092-414-0109)につきましては、平成23年9月30日(金)17時をもって使用できなくなります。
- 2) 10月以降の労災診療費の請求書等の提出、照会及び相談は下記のとおりとなっております。(医師会等経由で提出される場合は変更ありません。
 - (1) 提出先：福岡労働局 労働基準部 労災補償課 分室
 - (2) 所在地：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目6-26
安川産業ビル 10階
 - (3) 電 話：092-433-7225
 - (4) F A X：092-414-0132
- 3) アフターケア委託費請求書及び労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書の提出先は、従来のとおり福岡労働局 労働基準部 労災補償課です。
- 4) 労災診療費請求書の提出期日(医師会等へ提出される場合は、若干異なります)は、月末締め翌月の10日(土、日、祝日の場合は翌開庁日)午前中必着としておりますので厳守くださいますようお願いいたします。
- 5) 福岡労働局労災補償課より別添チラシを各労災指定医療機関へ直接送付されています。

事 務 連 絡
平成23年 9 月 14 日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長

労災指定医療機関への「労災診療費審査業務の国への集約化について」
の周知依頼について

労働行政の運営につきましては、平素から深いご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年10月3日から福岡労働局労働基準部労災補償課分室が開設されます。

つきましては、周知の文書（別添）を作成しましたので、福岡県内医師会への周知の協力方よろしくお願いいたします。



労災指定医療機関の皆様へ（お知らせ）

平成23年10月3日から福岡労働局

労働基準部 労災補償課分室が開設されます

- 1 労災診療費の請求書等の提出、照会及び相談は
福岡労働局 労働基準部 労災補償課 分室 へ お願いいたします。
※ 医師会等を経由して提出される場合、変更はありません。
- 2 アフターケア委託費請求書 及び 労働者災害補償保険二次健康診断等費用
請求書の提出先は、従来のとおり 福岡労働局 労働基準部 労災補償課 です。
- 3 労災診療費請求書の提出期日（医師会等へ提出される場合は、若干異なります）は、月末締め 翌月の10日（土、日、祝日の場合は翌開庁日）
午前中必着としておりますので厳守下さいますようお願いいたします。

提出先 : 福岡労働局 労働基準部 労災補償課 分室

所在地 : 〒 812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-6-26

安川産業ビル 10 階

電話 : 092-433-7225

FAX : 092-414-0132

電話・FAX 番号が
変わりました

※ （財）労災保険情報センター福岡事務所（RIC）の 電話 092-414-0124 及び
FAX 092-414-0109 につきましては、平成 23 年 9 月 30 日（金）17 時をも
って使用できなくなります。

なお、労災診療費援護事業及び共済事業は、引き続き（財）労災保険情報セン
ター援護共済部で実施しますので、電話 03-5684-5516 におたずね下さい。